

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	(県政情報・文書課)	一
○条例制定の審議結果	(市町村課)	二
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第二条第二項の指定地方公共機関の指定	(危機対策課)	二
○介護保険法に基づく指定研修実施機関の指定	(長寿社会政策課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定	(同)	二
○国民健康保険事業費納付金の算定に係る各種係数等について	(国保医療課)	二
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	三
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(同)	三
○保安林の指定施業要件の変更(三件)	(同)	三
○公有水面埋立ての免許出願	(水産業基盤整備課)	五
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(同)	八
○海岸保全区域の指定	(同)	八
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	九
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	九
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	一〇
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	一一

ページ

○土地区画整理組合の設立の認可

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○市街地再開発組合の事業計画変更の認可

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

○昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部改正

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○平成三十一年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格

○土地改良区の定款変更の認可

○開発行為に関する工事の完了(二件)

公 告

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の訂正(平成二十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十八年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十九年分)

○公安委員会

○少年指導委員の委嘱

○かご漁業の制限

宮城海区漁業調整委員会

○コイヘルペスウイルス病に係る指示

○オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流の禁止

正 誤

○宮城県公報第三〇二九号(平成三十一年一月二十九日付け)中

○宮城県告示第二百五十九号

平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

(都市計画課) 一一

(同) 一二

(同) 一三

(同) 一三

(同) 一四

(下水道課) 一六

(契約課) 一六

(大河原地方振興事務所) 一七

(建築宅地課) 一七

(同) 一八

(同) 一八

(同) 二〇

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

(同) 二二

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表家畜人工授精講習会修業試験の項及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験の項中「農林水産部畜産課」を「農政部畜産課」に改め、同表農薬管理指導士認定試験の項中「農林水産部農産環境課」を「農政部みやぎ米推進課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定により制定の請求があった「東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に係る県民投票条例」案は、平成三十一年二月十三日に招集した定例県議会に付議した結果、否決された。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百六十一号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項の指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一般社団法人宮城県歯科医師会

○宮城県告示第二百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次のとおり指定研修実施機関を指定した。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を受けた者の名称

特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会

二 指定を受けた者の住所

仙台市青葉区本町三丁目七番四号

三 研修事務を行う事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目七番四号

四 指定年月日

平成三十一年四月一日

○宮城県告示第二百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二六三〇〇六四	放課後等デイサービスもりのひろば 利府園 宮城県利府町加瀬字石切場三十五番五	放課後等デイサービス	株式会社かるみあ	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第二百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定一般相談支援の種類	設置者名	指定年月日
○四三二七〇〇〇九四	るーぶ大衡 黒川郡大衡村大衡字鏡沢十二番五十四	地域定着支援	社会福祉法人みんなの輪	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第二百六十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第九条第五項、同条第八項及び第九項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第十条第三項、同条第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係数又は指数	知事が定める数
--------	---------

医療費指数反映係数	〇・五
一般納付金所得係数	〇・九二七二〇七三〇〇七二二三
一般納付金基礎額調整係数	〇・九九七六〇六二九一一三〇九
一般納付金被保険者均等割指数	〇・七
後期高齢者支援助金等納付金所得係数	〇・九一七〇〇七九四九八九一六
後期高齢者支援助金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九八七八八〇
後期高齢者支援助金等納付金被保険者均等割指数	〇・七
介護納付金納付金所得係数	〇・八八四七七〇八八四九五七八
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九六七八八四
介護納付金納付金被保険者均等割指数	〇・七

○宮城県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

青生地区

二 処分の年月日

平成三十一年三月十八日

○宮城県告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市狐崎浜字後沢山一三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市本吉町午王野沢三五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

砂防設備用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県仙台台地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成三十一年三月二十六日

一 出願年月日

平成三十一年二月二十一日

二 出願人の名称

東松島市

三 埋立区域及び埋立てに關する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字南麦和田山二番に隣接する公有水面並びに字南麦和田山二番、三番、四番二及び字梅ヶ崎一番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち1の地点から15の地点及び15の地点から1の地点を順次に結ぶ並びに16の地点から55の地点及び55の地点から16の地点を順次に結ぶ平成二十八年の春分の日の満潮位（DL+1・二〇メートル≡HWL TP+〇・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

埋立区域(1)

1の地点 主要地方道奥松島松島公園線（県道二十七号線）に設置された公共二級基準点（北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒）から一九三度二分一秒、九五・六〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から 二八九度五二分四八秒 二・八四七メートルの地点

3の地点 2の地点から 三二四度二六分四三秒 五五・四五一メートルの地点

4の地点 3の地点から 一二二度四七分〇六秒 二・七〇四メートルの地点

5の地点 4の地点から 一二九度二四分五四秒 二・二一六メートルの地点

6の地点 5の地点から 一三七度四四分〇三秒 三・九二八メートルの地点

7の地点 6の地点から 一四三度〇〇分〇九秒 〇・五三八メートルの地点

8の地点 7の地点から 一一六度二七分四三秒 四・四七三メートルの地点

9の地点 8の地点から 一四三度〇一分三六秒 一一・七五八メートルの地点

10の地点 9の地点から 一四三度〇一分三二秒 八・五三九メートルの地点

11の地点 10の地点から 一七〇度四〇分一五秒 四・三一二メートルの地点

12の地点 11の地点から 一四三度〇一分二〇秒 七・六四一メートルの地点

宮城県知事 村 井 嘉 浩

13の地点 12の地点から 一四三度〇一分五八秒 二・九四〇メートルの地点
 14の地点 13の地点から 一四五度五四分〇一秒 三・一四一メートルの地点
 15の地点 14の地点から 一五一度四一分〇〇秒 三・一四五メートルの地点
 埋立区域(2)

16の地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置された公共二級基準点
 (北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒)から二六〇
 度一七一分一七秒、七五・六三三メートルの地点

17の地点 16の地点から 三五一度〇三分三八秒 四・一四四メートルの地点
 18の地点 17の地点から 三五一度三一分二〇秒 六・一五二メートルの地点
 19の地点 18の地点から 一二度一五分三五秒 二二・二三三メートルの地点
 20の地点 19の地点から 二五度二九分三八秒 三・九四七メートルの地点
 21の地点 20の地点から 二九度四五分〇六秒 一八・一一八メートルの地点
 22の地点 21の地点から 三五九度三六分四三秒 一八・八九六メートルの地点
 23の地点 22の地点から 九度〇六分五五秒 一〇・〇九三メートルの地点
 24の地点 23の地点から 一二度一四分四三秒 九・〇一一メートルの地点
 25の地点 24の地点から 一度一二分五四秒 一〇・七〇六メートルの地点
 26の地点 25の地点から 三三八度三六分五一秒 三・八一五メートルの地点
 27の地点 26の地点から 三三五度一九分五七秒 八・三三三メートルの地点
 28の地点 27の地点から 三二四度〇九分〇〇秒 二・一一二メートルの地点
 29の地点 28の地点から 一八度〇三分〇九秒 二・二二七メートルの地点
 30の地点 29の地点から 一度五三分四三秒 五・二七八メートルの地点
 31の地点 30の地点から 一五六度五一分一七秒 四・二二八メートルの地点
 32の地点 31の地点から 一五六度五〇分五八秒 一〇・四八二メートルの地点
 33の地点 32の地点から 一五七度三八分二一秒 三・〇八一メートルの地点
 34の地点 33の地点から 一六五度五一分一八秒 三・〇六九メートルの地点
 35の地点 34の地点から 一七三度一九分〇七秒 三・〇六〇メートルの地点
 36の地点 35の地点から 一八一度三三分二四秒 三・〇五五メートルの地点
 37の地点 36の地点から 一八五度〇一分二三秒 八・四七五メートルの地点
 38の地点 37の地点から 一八四度五八分三六秒 二〇・〇〇〇メートルの地点
 39の地点 38の地点から 一八四度五八分四四秒 九・一二五メートルの地点
 40の地点 39の地点から 一八八度〇三分一〇秒 三・三四八メートルの地点

41の地点 40の地点から 一九四度一分三八秒 三・三四八メートルの地点
 42の地点 41の地点から 一九九度二分三二秒 二・三一四メートルの地点
 43の地点 42の地点から 二〇三度三七分四一秒 二・三一三メートルの地点
 44の地点 43の地点から 二〇七度三九分一一秒 二・〇七三メートルの地点
 45の地点 44の地点から 二〇九度三三分〇七秒 七・八四四メートルの地点
 46の地点 45の地点から 二〇六度三七分三八秒 四・九五三メートルの地点
 47の地点 46の地点から 二〇〇度四八分四八秒 四・九五三メートルの地点
 48の地点 47の地点から 一九六度一六分五八秒 二・七二八メートルの地点
 49の地点 48の地点から 一九〇度一九分二五秒 六・三一メートルの地点
 50の地点 49の地点から 一八二度五三分三三秒 六・三〇二メートルの地点
 51の地点 50の地点から 一七八度〇七分〇九秒 二・五五九メートルの地点
 52の地点 51の地点から 一八二度五二分四九秒 一・九三〇メートルの地点
 53の地点 52の地点から 一八四度〇六分一〇秒 一・六六三メートルの地点
 54の地点 53の地点から 二〇一度四五分三八秒 一・八二一メートルの地点
 55の地点 54の地点から 二〇四度二九分〇六秒 一・八四八メートルの地点
 (三) 面積
 六五七・三一平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字南麦和田山二番地内並びに字南麦和田山二番に隣接する公有水面並びに字南
 麦和田山二番、三番、四番二及び字梅ヶ崎一番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうちアの地点からヒの地点及びヒの地点からアの地点を順次に結ぶ並びにフの
 地点からひの地点及びひの地点からフの地点を順次に結ぶ囲まれた区域

施行区域(1)

アの地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置された公共二級基準点
 (北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒)から一九三
 度一分三七秒、九八・七九四メートルの地点

イの地点 アの地点から 三一五度四二分五九秒 六・七三〇メートルの地点
 ウの地点 イの地点から 三三二度二分〇三秒 五・四三七メートルの地点

エの地点	ウの地点から	三二四度〇〇分二二秒	三・〇〇八メートルの地点
オの地点	エの地点から	三二二度四四分一五秒	一九・九三二メートルの地点
カの地点	オの地点から	三二四度五九分三六秒	一六・三〇七メートルの地点
キの地点	カの地点から	三二二度〇二分一八秒	三・三〇七メートルの地点
クの地点	キの地点から	三〇五度四五分一八秒	一・八七一メートルの地点
ケの地点	クの地点から	三〇六度四二分三〇秒	五・三二〇メートルの地点
コの地点	ケの地点から	三〇〇度四九分二五秒	三・三六七メートルの地点
サの地点	コの地点から	三二八度二七分三四秒	五・七〇八メートルの地点
シの地点	サの地点から	一〇七度〇九分五八秒	四・九二六メートルの地点
スの地点	シの地点から	一〇七度〇九分二二秒	二・八四八メートルの地点
セの地点	スの地点から	一〇八度三八分一二秒	三・四一四メートルの地点
ソの地点	セの地点から	一一七度四三分四四秒	三・四一三メートルの地点
タの地点	ソの地点から	一二五度三六分四五秒	二・四九七メートルの地点
チの地点	タの地点から	一三四度三九分三六秒	四・二八九メートルの地点
ツの地点	チの地点から	一一六度二七分四四秒	四・四八二メートルの地点
テの地点	ツの地点から	一四二度三五分一〇秒	一・二四六メートルの地点
トの地点	テの地点から	一四三度四三分五二秒	九・〇五五メートルの地点
ナの地点	トの地点から	一六九度三五分四五秒	四・五〇二メートルの地点
ニの地点	ナの地点から	一四八度一四分一四秒	六・九三六メートルの地点
ヌの地点	ニの地点から	一四三度三九分三七秒	二・九四〇メートルの地点
ネの地点	ヌの地点から	一四七度二一分一〇秒	三・三六八メートルの地点
ノの地点	ネの地点から	一五一度二〇分〇七秒	三・三六九メートルの地点
ハの地点	ノの地点から	一五六度三五分五三秒	五・一七九メートルの地点
ヒの地点	ハの地点から	一五六度三六分三三秒	二・〇三五メートルの地点

施行区域(2)

フの地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置された公共二級基準点

(北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒)から二五八度二分三五秒、七五・三二二メートルの地点

への地点	フの地点から	三四二度五七分五〇秒	七・三八三メートルの地点
ホの地点	への地点から	二六度一五分五七秒	一・五四一メートルの地点
マの地点	ホの地点から	三五〇度〇五分三七秒	二・九〇六メートルの地点

ミの地点	マの地点から	六度二八分四一秒	二・〇六五メートルの地点
ムの地点	ミの地点から	一度三八分〇五秒	二・五五九メートルの地点
メの地点	ムの地点から	四度二一分二一秒	一三・八七七メートルの地点
モの地点	メの地点から	三度〇九分三〇秒	三・一二二メートルの地点
ヤの地点	モの地点から	一九度二九分四三秒	一・二二〇メートルの地点
ユの地点	ヤの地点から	三五度五六分四三秒	七・八九四メートルの地点
ヨの地点	ユの地点から	四六度一〇分二五秒	一・七九五メートルの地点
ラの地点	ヨの地点から	四八度二四分二五秒	四・四七四メートルの地点
リの地点	ラの地点から	三度〇九分二五秒	五・九五六メートルの地点
ルの地点	リの地点から	三五九度三五分三七秒	九・一六六メートルの地点
レの地点	ルの地点から	七度二八分〇六秒	二〇・〇一九メートルの地点
ロの地点	レの地点から	三度一三分三一秒	八・四七八メートルの地点
ワの地点	ロの地点から	〇度三五分四七秒	四・八九九メートルの地点
ヲの地点	ワの地点から	三四二度一四分二五秒	四・九六四メートルの地点
アの地点	ヲの地点から	三三九度〇二分三一秒	一〇・五二三メートルの地点
イの地点	アの地点から	一四度五九分〇三秒	七・三六〇メートルの地点
うの地点	いの地点から	一三四度一五分二三秒	四・三〇五メートルの地点
えの地点	うの地点から	一五三度五三分〇八秒	一・七七三メートルの地点
おの地点	えの地点から	一五八度一五分五六秒	三・四八九メートルの地点
かの地点	おの地点から	一六六度二五分〇三秒	三・五二一メートルの地点
きの地点	かの地点から	一七四度三三分三九秒	三・五〇三メートルの地点
くの地点	きの地点から	一八二度四三分〇一秒	三・五〇二メートルの地点
けの地点	くの地点から	一八四度〇四分五六秒	八・四二八メートルの地点
この地点	けの地点から	一八四度五五分二六秒	二〇・〇二七メートルの地点
さの地点	この地点から	一八五度三六分一一秒	九・一二六メートルの地点
しの地点	さの地点から	一八八度〇九分〇〇秒	三・六五四メートルの地点
すの地点	しの地点から	一九四度一一分〇三秒	三・六六五メートルの地点
せの地点	すの地点から	一九九度一六分一九秒	二・五三三メートルの地点
その地点	せの地点から	二〇三度二六分四三秒	二・五三一メートルの地点
たの地点	その地点から	二〇七度二四分三九秒	二・二七二メートルの地点
ちの地点	たの地点から	二〇九度三九分一二秒	七・八四四メートルの地点

- つ の地点 ちの地点から 二〇六度五十分二四秒 四・六五五メートルの地点
- て の地点 つの地点から 二〇一度四十分一七秒 四・六五六メートルの地点
- との地点 ての地点から 一九七度四十分三〇秒 二・五七〇メートルの地点
- なの地点 との地点から 一八九度五十分三八秒 五・九三七メートルの地点
- にの地点 なの地点から 一八一度二一分三九秒 五・九三八メートルの地点
- ぬの地点 にの地点から 一七五度四十分四七秒 二・五六五メートルの地点
- ねの地点 ぬの地点から 一八一度一十九分四〇秒 二・四六〇メートルの地点
- のの地点 ねの地点から 一八六度三十分五一秒 二・一〇三メートルの地点
- はの地点 のの地点から 二〇三度五十分五七秒 二・二九八メートルの地点
- ひの地点 はの地点から 二二二度二八分〇三秒 二・三二七メートルの地点

(二) 面積

一、四一六・七七平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

遊歩道施設用地

五 縦覧期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年四月十五日まで

○宮城県告示第二百七十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成三十一年三月二十日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域

1 位置

第一種尾浦漁港区域内

牡鹿郡女川町尾浦町四二番三、四二番五及び四二番七に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイ点とへ点を結ぶ春分秋分の満潮位(DL+1・五〇メー

ル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた地域

イの地点 牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜一四番地内に設置した基点(北緯三八度二七分二三秒 東経一四一度二九分四六秒)から二〇〇度三四分三七秒 三九五・三九〇メートルの地点

ロの地点 イの地点から 六五度一分一九秒 二三・二二〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 一五五度二分一九秒 五八・二〇〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 六五度一分一九秒 一・八〇〇メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 一五五度二分一九秒 五・〇〇〇メートルの地点

への地点 ホの地点から 二一九度四八分四二秒 一一・七六〇メートルの地点

3 面積

一、四二五・八二平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成二十七年六月十日

宮城県(水整)指令第二十六号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

女川町

○宮城県告示第二百七十四号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号) 第三條第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区	地区	指定区域
三陸南沿	二十一浜	漁港海岸	地区	地区	次に掲げるイ点からサ点までを順次直線で結んだ線及びイ点とサ点を直線で結んだ線により囲まれた区域
			海岸	海岸	基点A点(気仙沼市本吉町二十一浜一三七番の二)先に設置した標柱の点から一二七度〇〇分二四七・〇メートルの地点
					イ点 基点A点から一二七度〇〇分二四七・〇メートルの地点
					ロ点 基点から三一五度〇〇分三六・〇メートルの地点
					ハ点 基点から三〇〇度〇〇分一五・〇メートルの地点
					ニ点 基点から三〇〇度〇〇分一五・〇メートルの地点
					ホ点 基点から三〇〇度〇〇分一五・〇メートルの地点
					への点 基点から三〇〇度〇〇分一五・〇メートルの地点
					チ点 基点から二九六度〇〇分四一・〇メートルの地点
					リ点 基点から二九六度〇〇分四一・〇メートルの地点

サ	ア	テ	エ	コ	フ	ケ	マ	ヤ	ク	オ	ノ	キ	ウ	ム	ラ	ナ	ネ	ツ	ソ	レ	タ	ヨ	カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
八	七	三	六	五	七	五	一	五	六	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
五	七	三	七	一	八	〇	一	七	七	〇	三	一	四	一	三	二	〇	二	〇	四	八	一	〇	一	六	八	一	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

○宮城県告示第二百七十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
三陸南沿	二十一浜	
地区	地区	

○宮城県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

一 道路の種類 国道
二 路線名 三九八号
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
七・六 一五・二	一一・六 一五・二		

○宮城県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

一 道路の種類 国道
二 路線名 三九八号
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一〇・五 四六・九	一三・一 四七・六		

○宮城県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後			
一三・七 七三・八	九・二 五〇・八			三二八・二 三二八・二

○宮城県告示第二百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区
 域に指定する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造 の規制に關 する事項	縦覧場所
土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の所在地	次の図のと おり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所
急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町湊浜字舩形、字砂山、 湊浜一丁目、松ヶ浜字謡（次の図のと おり）		
急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町東宮浜字小友、字丑 山、字神明（次の図のとおり）		
急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町東宮浜字山、字鶴ヶ 湊、字神明（次の図のとおり）		
急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町東宮浜字上ノ台、字浜 辺、字前畑（次の図のとおり）		
急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害、字小畑 （次の図のとおり）		
急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町東宮浜字左道（次の図 のとおり）		

影田の1	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字八ヶ森、字 前島（次の図のとおり）
土浜の1	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字土浜、字清 水（次の図のとおり）
熊野	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町湊浜字熊野、字砂山、 字船戸、字沼前（次の図のとおり）
東宮浜	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町東宮浜字丑山（次の図 のとおり）
花測浜	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町花測浜字鹿野（次の図 のとおり）
要害の4	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町東宮浜字小畑、字御林 （次の図のとおり）
笹山	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字笹山（次の図 のとおり）
境山	急傾斜地 の崩壊	宮城県七ヶ浜町境山二丁目（次の図の のとおり）
1 山岸沢4	土石流	仙台市青葉区栗生五丁目、六丁目、下 愛子字梅木、字窪、字西風蕃山、字館 （次の図のとおり）
2 山岸沢4	土石流	仙台市青葉区栗生五丁目、六丁目、下 愛子字梅木、字窪、字西風蕃山、字館 （次の図のとおり）
山岸沢3	土石流	仙台市青葉区栗生六丁目、七丁目、下 愛子字窪、字竹ノ花、字西風蕃山、字 館（次の図のとおり）
山岸沢2	土石流	仙台市青葉区栗生六丁目、七丁目、下 愛子字窪、字竹ノ花、字西風蕃山、字 館（次の図のとおり）
山岸沢1	土石流	仙台市青葉区栗生六丁目、七丁目、下 愛子字山岸、字竹ノ花、字西風蕃山、 字館（次の図のとおり）
1 権現森山沢	土石流	仙台市青葉区芋沢字権現森山、字向田 （次の図のとおり）
平形沢2	土石流	仙台市青葉区芋沢字平形、字岩下（次 の図のとおり）
平形沢1	土石流	仙台市青葉区芋沢字平形、字岩下（次 の図のとおり）
岩下沢2	土石流	仙台市青葉区郷六字岩下、字葛岡（次 の図のとおり）
岩下沢1	土石流	仙台市青葉区郷六字岩下、字葛岡（次 の図のとおり）

栗生	西花苑の4	小松島新堤	旭ヶ丘の2	旭ヶ丘の1	小松島の5	小松島の4	小松島の3	小松島の2	小松島の1	旭ヶ丘の3	旭ヶ丘の2	旭ヶ丘の1	北根	北根の3	北根の1	旭ヶ丘の4	4 権現森山沢	3 権現森山沢	2 権現森山沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流
仙台市青葉区栗生一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区西花苑一丁目、栗生二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区小松島新堤（次の図のとおり）	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区小松島二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区小松島四丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区小松島二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区小松島四丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区台原七丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区北根黒松（次の図のとおり）	仙台市青葉区北根三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区北根三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字権現森山（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字権現森山（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字権現森山、南吉成六丁目（次の図のとおり）

て縦覧に供する。○宮城県告示第二百八十号

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

細野の6	細野の4	細野の3	細野の2	根廻の3	大霜	葛岡	龍沢	落合四丁目	滝の瀬の2	岩下の2	岩下の1	石山	吉成山	権現森山	吉成三丁目の2	吉成三丁目の1	落合二丁目
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市東和町米川字富沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字根廻（次の図のとおり）	仙台市青葉区郷六字大霜（次の図のとおり）	仙台市青葉区郷六字葛岡（次の図のとおり）	仙台市青葉区郷六字龍沢（次の図のとおり）	仙台市青葉区落合四丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区落合三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区郷六字岩下（次の図のとおり）	仙台市青葉区郷六字石山（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字吉成山（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字権現森山（次の図のとおり）	仙台市青葉区吉成三丁目、吉成二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区吉成三丁目、南吉成三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区落合二丁目（次の図のとおり）	
				次の図のとおり													
				宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所登米地域事 務所													

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
汐見台の1	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町汐見台六丁目、七丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
蕃山沢1	土石流	仙台市青葉区栗生一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、下愛子字西風蕃山（次の図のとおり）	
沢田川1	土石流	仙台市青葉区栗生四丁目、五丁目、下愛子字西風蕃山（次の図のとおり）	
南黒松の2	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区北根一丁目（次の図のとおり）	
小松島	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区小松島四丁目（次の図のとおり）	
旭ヶ丘の6	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目（次の図のとおり）	
栗生の2	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区栗生一丁目、西花苑二丁目（次の図のとおり）	
郷六	地すべり	仙台市青葉区郷六（次の図のとおり）	
葛岡下	地すべり	仙台市青葉区葛岡下（次の図のとおり）	
青葉山2	地すべり	仙台市青葉区荒巻（次の図のとおり）	
錦織	地すべり	登米市東和町錦織字沼山（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市明石台東土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十六年九月三十日まで

三 施行地区

富谷市明石宮前、明石祭田、明石上向田、明石下向田、明石下折元、明石台七丁目、明石台九丁目、明石台十丁目、明石台十一丁目、明石台十二丁目、明石台十三丁目、明石台十四丁目、明石台十五丁目、明石台十六丁目、明石台十七丁目、明石台十八丁目、明石台十九丁目、明石台二十丁目、明石台二十一丁目、明石台二十二丁目、明石台二十三丁目、明石台二十四丁目、明石台二十五丁目、明石台二十六丁目、明石台二十七丁目、明石台二十八丁目、明石台二十九丁目、明石台三十丁目、明石台三十一丁目、明石台三十二丁目、明石台三十三丁目、明石台三十四丁目、明石台三十五丁目、明石台三十六丁目、明石台三十七丁目、明石台三十八丁目、明石台三十九丁目、明石台四十丁目、明石台四十一丁目、明石台四十二丁目、明石台四十三丁目、明石台四十四丁目、明石台四十五丁目、明石台四十六丁目、明石台四十七丁目、明石台四十八丁目、明石台四十九丁目、明石台五十丁目、明石台五十一丁目、明石台五十二丁目、明石台五十三丁目、明石台五十四丁目、明石台五十五丁目、明石台五十六丁目、明石台五十七丁目、明石台五十八丁目、明石台五十九丁目、明石台六十丁目、明石台六十一丁目、明石台六十二丁目、明石台六十三丁目、明石台六十四丁目、明石台六十五丁目、明石台六十六丁目、明石台六十七丁目、明石台六十八丁目、明石台六十九丁目、明石台七十丁目、明石台七十一丁目、明石台七十二丁目、明石台七十三丁目、明石台七十四丁目、明石台七十五丁目、明石台七十六丁目、明石台七十七丁目、明石台七十八丁目、明石台七十九丁目、明石台八十丁目、明石台八十一丁目、明石台八十二丁目、明石台八十三丁目、明石台八十四丁目、明石台八十五丁目、明石台八十六丁目、明石台八十七丁目、明石台八十八丁目、明石台八十九丁目、明石台九十丁目、明石台九十一丁目、明石台九十二丁目、明石台九十三丁目、明石台九十四丁目、明石台九十五丁目、明石台九十六丁目、明石台九十七丁目、明石台九十八丁目、明石台九十九丁目、明石台百丁目

四 事務所の所在地

富谷市明石台二丁目二十二番地十

五 設立認可の年月日

平成三十一年三月二十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び富谷市役所に掲示して行う。

○宮城県告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川東地区

三 事業施行期間

平成二十五年四月五日から平成三十一年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百八十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成三十一年三月二十六日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月五日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

名取市増田四丁目二十五番二、二十五番三、二十五番四、二十五番六、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番一、三十四番二の一部、三十五番一、三十五番四の一部、三十六番一、四十六番七、四十八番、四十九番、五十番一、五十番三、五十番四、五十番五、五十一番三、五十一番四、五十一番五、五十一番十一、五十一番十二、五十一番十三の一部、五十一番十四、五十一番十五、五十一番十六、五十一番十八、市道原停車場線の一部、市道停車場田高線の一部及び三・五・百八十七号名取駅閉上線の一部

四 事務所所在地

名取市増田二丁目二番四十一号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月三十日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を平成三十一年九月三十日に変更する。

七 変更認可の年月日

平成三十一年三月二十日

○宮城県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十六日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・五・五号 高砂中央公園

三 事業施行期間

「平成五年十二月十四日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成五年十二月十四日から平成三十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十六日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

九・七・一号 海岸公園

三 事業施行期間

「昭和五十五年十月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで」を「昭和五十五年十月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第百八十六号

昭和五十五年宮城県告示第百七十八号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
矢本海浜 緑地	東松島市	東松島市大曲字下台三十六番一、三十六番二、三十七番一、三十八番二、三十九番一、三十九番二、三十九番三、三十九番四、三十九番五、三十九番六、四十一番一、四十二番一、四十二番三、四十二番四、四十二番六、四十二番七の一部、四十二番八、四十二番九、四十四番三、四十四番四、四十四番五、四十四番六、四十四番七の一部、四十四番九の一部、四十四番十一、四十四番十二、四十四番十三、四十四番十四、四十四番十五、四十四番十六、四十四番十七、四十四番十八、四十四番十九、四十四番二十の一部、四十四番二十一、四十四番二十三、四十四番二十四の一部、四十四番二十五、四十四番二十六の一部、四十四番二十七、四十七番、四十七番一、四十七番二、四十七番三、四十七番四、四十七番五、四十八番一の一部、四十八番二の一部、四十八番三の一部、四十八番五の一部、四十八番六の一部、四十九番一の一部、四十九番三の一部、四十九番四、四十九番五の一部、六十六番一の一部、六十六番三、六十六番四の一部、六十六番五、六十七番、六十七番一、六十八番二、六十九番一の一部、七十番一の一部、七十番三、七十一番一の一部、七十一番二、	平成三十一年四月二十六日

七十一番四の一部、七十一番五、百二十二番の一部、百二十三番、百二十五番一、百二十五番二、百二十八番三の一部、百二十八番十の一部、百二十八番十四の一部、百二十八番十五、百二十八番十六、百二十八番十七、百二十八番十八の一部、百二十八番十九の一部、百二十八番二十、百二十八番二十一、百二十八番二十二、百二十八番二十三、百二十八番二十四、百二十八番二十五、百二十八番二十六の一部、百二十八番二十七の一部、百二十八番二十八の一部、百二十八番三十五の一部、百二十八番四十一、百二十八番四十二、百二十八番四十三、百二十八番四十四、百二十八番四十五、百二十八番四十六、百二十八番四十七、百二十八番四十八の一部、百二十八番四十九、百二十八番五十の一部、百二十八番五十一の一部、百二十八番五十二、百二十八番五十三の一部、百二十八番五十四、百二十八番五十五の一部、百二十八番五十六、百二十八番五十七、百二十八番五十八、百二十八番六十、百二十八番六十二、百二十八番七十の一部、百二十八番七十三、百二十八番七十四、百二十八番七十八の一部、百二十八番七十九、百二十八番八十一、百二十八番八十三、百二十八番八十四、百二十八番八十五、百二十八番八十六、百二十八番八十七、百二十八番八十八、百二十八番八十九、百二十八番九十、百二十八番九十一、百二十八番九十二、百二十八番九十五、百二十八番九十六、百二十八番九十七、百二十八番九十八、百二十八番九十九の一部、百二十八番百一、百二十八番百五、百二十八番百七、百二十八番百八、百二十八番百九の一部、百二十八番百十、百二十八番百十一の一部、百二十八番百十二の一部、百二十八番百十三の一部、百二十八番百十四の一部、百二十八番百十五の一部、百二十八番百十六、百二十八番百十七の一部、百二十八番百十九の一部、百二十八番百二十一の一部、百二十八番百二十五、百二十八番百二十六の一部、百二十八番百二十七の一部、百二十八番百二十八の一部、百二十八番百三十一の一部、百二十八番百三十二の一部、百二十八番百三十三の一部、百二十八番百三十四の一部、百二十八番百三十五、百二十八番百三十六、百二十八番百三十七、百二十八番百三十

八、百二十八番百四十一、百二十八番百四十二、百二十八番百四十三、百二十八番百四十四、百二十八番百四十五の一部、百二十八番百四十九、百二十八番百五十、百二十八番百五十一、百二十八番百五十二、百二十八番百七十五、百二十八番百七十六、百二十八番百八十五、百二十八番百八十六の一部、百二十八番百八十九、百二十八番百九十、百二十八番百九十一、百二十八番百九十二、百二十八番百九十三、百二十八番百九十四、百二十八番百九十五、百二十八番百九十六、百二十八番百九十七、百二十八番百九十八、百二十八番百九十九、百二十八番二百、百二十八番二百一、百二十八番二百二、百二十八番二百三、百二十八番二百四、百二十八番二百五、百二十八番二百六、百二十八番二百七、百二十八番二百八、百二十八番二百九、百二十八番二百十、百二十八番二百十一の一部、百二十八番二百十三の一部、百二十八番二百十四の一部、百二十八番二百十六、百二十八番二百十七、百二十八番二百十八、百二十八番二百二十一の一部、百二十八番二百三十五、百二十八番二百三十七の一部、百二十八番二百三十九、百二十八番二百四十、百二十八番二百四十七、百二十八番二百四十八、百二十八番二百四十九、百二十八番二百五十、百二十八番二百五十一、百二十八番二百五十四、百二十八番二百五十八、百二十八番二百五十九、百二十八番二百六十二の一部、百二十八番二百六十三、百二十八番二百六十四、百二十八番二百六十五、百二十八番二百六十六、百二十八番二百六十七、百二十八番二百六十八、百二十八番二百六十九、百二十八番二百七十の一部、百二十八番二百七十一、百二十八番二百七十六、百二十八番二百七十八の一部、百二十八番二百七十九、百二十八番二百八十の一部、百二十八番二百八十一の一部、百二十八番二百八十二の一部、百二十八番二百八十三の一部、百二十八番二百八十四の一部、百四十三番一の一部、百四十三番六の一部、百四十四番一の一部、百四十五番一の一部、百四十六番一、百四十六番二の一部、百四十六番三の一部、百四十六番四の一部、百四十六番五の一部、百四十六番六の一部、百四十六番七の一部、百四十六番八の一部、百四十六番九、百四十六番十の一部、百四十六番十三の一部、百四十七番一の一部、百四十七番二の一部、百四十七番三の一部、百

四十七番四の一部、百四十七番五の一部、百四十七番六の一部、百四十七番七の一部、百四十七番八の一部、百四十七番九の一部、百四十七番十の一部、百四十七番十一の一部、百四十七番十二の一部、百四十七番十三、百四十七番十四の一部、百四十七番十五の一部、百四十七番十六の一部、百四十七番十九の一部、百四十七番二十二、百四十七番二十五の一部、百四十七番二十六、百四十八番三の一部、百四十八番四の一部、百五十三番、百五十四番の一部、百五十五番一の一部、百五十六番の一部、百五十七番、百五十八番、百五十九番、百六十番、百六十一番、百六十二番、百六十三番、百六十四番、百六十五番、百六十六番一、百六十六番二、百六十七番、百六十八番、百七十番、百七十一番、百七十二番、百七十三番の一部、百七十四番の一部、百七十六番の一部、百七十七番の一部、百七十八番、百七十九番、百八十番、百八十一番、百八十二番、百八十三番の一部、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番、百九十五番、百九十六番、百九十七番、百九十八番、百九十九番、二百番、二百一番、二百二番一、二百二番二、二百三番、二百四番、二百五番、二百六番、二百七番、二百八番、二百九番、二百十番、二百十一番、二百十二番、二百十三番、二百十四番、二百十五番、二百十六番、二百十七番、二百十九番一、二百十九番二、二百十九番三、二百十九番四、二百十九番五、二百二十二番、二百二十三番、二百二十四番、二百二十五番、二百二十六番、二百二十七番、二百二十八番、二百二十九番、二百三十番、二百三十一番、二百三十二番、二百三十三番、二百三十四番、二百三十五番、二百三十六番、二百三十七番、二百三十八番、二百三十九番、二百四十番、二百四十二番、二百四十二番、二百四十三番、二百四十四番一、二百四十四番二、二百四十五番、二百四十六番、二百四十七番一、二百四十七番二、二百四十八番一、二百四十八番二、二百四十八番三、二百四十九番、二百五十番、二百五十一番、二百五十二番、二百五十三番一の一部、二百五十四番一の一部、二百五十五番一の一部、二百五十六番の一部、二百五十七番、二百五十八番、二百五十九番、二百六十番、二百六

十一番、二百六十二番、二百六十三番、二百六十四番、二百六十五番、二百六十六番、二百六十七番一、二百六十七番二、二百六十八番一、二百六十八番二、二百六十九番、二百七十番、二百七十一番一、二百七十一番二、二百七十一番三、二百七十二番、二百七十三番、二百七十四番、二百七十五番、二百七十六番、二百七十七番、二百七十八番、二百七十九番、二百八十番、二百八十一番、二百八十二番、二百八十三番、二百八十四番、二百八十五番、二百八十六番、二百八十七番、二百八十八番、二百八十九番、二百九十番、二百九十一番、二百九十二番、二百九十三番、二百九十四番、二百九十五番、二百九十六番、二百九十七番、二百九十八番、二百九十九番、三百番、三百一番、三百二番、三百三番、三百四番、三百五番、三百六番、三百七番、三百八番、三百九番、三百十番、三百十一番一、三百十一番二、三百十二番、三百十三番、三百十四番、三百十五番、三百十六番、三百十七番、三百十八番、三百十九番、三百二十一番、三百二十二番一、三百二十二番二、三百二十三番、三百二十四番、三百二十五番、三百二十六番、三百二十七番、三百二十八番、三百二十九番の一部、三百三十番の一部、三百三十一番の一部、三百三十二番の一部、三百三十三番の一部、三百三十四番の一部、三百三十五番の一部、三百三十六番の一部、三百四十四番の一部、三百四十五番の一部、三百四十六番の一部、三百四十七番の一部、三百四十八番、三百四十九番、三百五十番の一部、三百五十一番の一部、三百五十二番の一部、三百七十六番の一部、三百七十七番の一部、四百一番、四百二番、四百三番の一部、四百四番一、四百四番二、四百四番三、四百四番四、四百四番五、四百四番六、四百四番八、及びこれらの区域に介在する道路、水路である市有地の一部（次の図に示すとおりとする。）

○宮城県告示第百二十八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
登米市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

登米都市計画下水道事業

2 名称

登米市特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成三年一月三十一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成三年一月三十一日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百二十八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の五第一項の規定により、平成三十一年度に宮城県が発注するプレストレストコンクリート構造物工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次ののとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認を受けなければならない。

平成三十一年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当しないこと。

(一) 施行令第六十七条の四の規定に該当する者

(二) 二に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった

者

(三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十

七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 プレストレストコンクリート構造物工事における建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、八百点以上であること。

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

直近の総合評定値通知書の写し（審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものに限定）

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語

四 受付期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで（宮城県の休日を含める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

五 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後五時まで

六 申請書の配布期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで（休日を除く。）

七 申請書の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登録する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 資格承認の有効期間

資格承認日から平成三十二年三月三十一日まで

十二 資格の更新手続

平成三十二年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十三 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二二二二一三三三五）

〇宮城県告示第二百八十九号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年三月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年三月二十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 千 葉 隆 政

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市増田字後島四百五十五番、四百五十五番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市愛の杜一丁目二番地の七

株式会社 たけやま

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市松崎尾崎十七番一、十七番二、十七番

地域の名称
 三、十八番一、十八番二、十九番、二十番、二十一番、二十八番三、二十八番四、二十八番五、二十八番六、二十八番七、百七十四番、十七番一地先の道の一部、十八番一地先の水の一部、十八番二地先の水の一部
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 気仙沼市松崎尾崎二十七番地
 株式会社おりはら商店

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十八年宮選管告示第五十六号の一部を次のとおり改める。
 平成三十一年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

3 本年収入の内訳中
 中村いさお後援会の平成二十七年分収支報告書の要旨の
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 100,000
 自由民主党宮城県支部連合会 100,000」
 「寄附 100,000」
 政治団体分 100,000
 を 100,000 に改める。
 4 支出の内訳の次に次の一項を加える。
 「5 寄附の内訳
 「政治団体分」
 自由民主党宮城県支部連合会 100,000 仙台市青葉区」
 ○宮選管告示第三十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第六十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十一年三月二十六日
 宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

1 収入総額中
 自由民主党岩沼市支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の
 「1 収入総額 674,234」を「1 収入総額 824,234」に
 「本年収入額 327,032」を「本年収入額 477,032」に改める。
 3 本年収入の内訳中
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 50,000
 自由民主党宮城県支部連合会 50,000」
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 200,000
 自由民主党宮城県支部連合会 200,000」
 自由民主党大河原町支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の
 3 本年収入の内訳中
 「寄附 200,000
 政治団体分 200,000」
 を 200,000 に改める。
 4 支出の内訳の次に次の一項を加える。
 「5 寄附の内訳
 「政治団体分」
 自由民主党宮城県支部連合会 200,000 仙台市青葉区」
 自由民主党加美町支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の
 1 収入総額中
 「1 収入総額 348,833」を「1 収入総額 398,833」に
 「本年収入額 237,614」を「本年収入額 287,614」に改める。
 3 本年収入の内訳中
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 150,000
 自由民主党宮城県支部連合会 150,000」
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 200,000
 自由民主党宮城県支部連合会 200,000」
 を 200,000 に改める。

1 収入総額
 「1 収入総額 348,833」を「1 収入総額 398,833」に
 「本年収入額 237,614」を「本年収入額 287,614」に改める。
 3 本年収入の内訳中
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 150,000
 自由民主党宮城県支部連合会 150,000」
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 200,000
 自由民主党宮城県支部連合会 200,000」
 を 200,000 に改める。

<p>「1 収入総額 2,914,030 や 「1 収入総額 3,114,030 に相当する。」 本年収入額 2,914,030」 3 本年収入の内訳中 「寄附 2,914,030」や「寄附 3,114,030」に相当する。 「個人分 2,914,030」の次の行に「政治団体分 200,000」を加える。 5 寄附の内訳中 「細川邦子 1,434,030 仙台市若林区」の次の行に 「政治団体分」 自由民主党宮城県支部連合会 200,000 仙台市青葉区」を加える。 ○宮城県選挙区第三十三号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出 があった平成二十九年分収支報告書について、平成三十年宮選挙管告示第百二十九号の一部を次のとお り改める。 平成三十一年三月二十六日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫 自由民主党岩沼市支部の平成二十九年分収支報告書の要旨の</p> <p>1 収入総額中 「1 収入総額 1,040,742」や「1 収入総額 1,190,742」に 「前年繰越額 228,940」や「前年繰越額 378,940」に相当する。</p> <p>3 本年収入の内訳中 「個人の党費・会費 (50人) 106,800」の次の行に、 「寄附 300,000 政治団体分 300,000」 を加える。 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 450,000 自由民主党宮城県第三選挙区支部 300,000」 や 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 150,000」に相当する。 4 支出の内訳の次に次の一項を加える。 「5 寄附の内訳 [政治団体分] 自由民主党宮城県第三選挙区支部 300,000 名取市」</p>	<p>自由民主党加美町支部の平成二十九年分収支報告書の要旨の</p> <p>1 収入総額中 「1 収入総額 980,600 「1 収入総額 1,030,600 前年繰越額 115,100」 前年繰越額 165,100」 のの街仙台が好むフォーラムの平成二十九年分収支報告書の要旨の</p> <p>2 支出総額中 「2 支出総額 2,179,096」や「2 支出総額 2,237,796」に相当する。 4 支出の内訳中 「政治活動費 1,193,229 「政治活動費 1,251,929 組織活動費 1,193,229」 組織活動費 1,251,929」 に相当する。 長谷川あつし後援会の平成二十九年分収支報告書の要旨の</p> <p>1 収入総額中 「1 収入総額 577,237 「1 収入総額 977,237 前年繰越額 577,237」 前年繰越額 777,237 本年収入額 200,000」</p> <p>2 支出総額の次に次の一項を加える。 「3 本年収入の内訳 寄附 200,000 政治団体分 200,000」</p> <p>3 支出の内訳中 「3 支出の内訳」や「4 支出の内訳」に相当する。支出の内訳の項の次に次の一項を加える。 「5 寄附の内訳 [政治団体分] 自由民主党宮城県支部連合会 200,000 仙台市青葉区」</p> <p>1 収入総額中 「1 収入総額 1,302,027 「1 収入総額 1,352,027 前年繰越額 402,027」 前年繰越額 452,027」 に相当する。 深谷晃祐後援会の平成二十九年分収支報告書の要旨の</p> <p>1 収入総額中</p>
--	---

「1 収入総額	4,127,585	「1 収入総額	4,277,585
前年繰越額	887,585]	前年繰越額	1,037,585]
細川ゆづりち後援会の平成二十九年分収支報告書の要約の			
1 収入総額中			
「1 収入総額	2,297,378]	「1 収入総額	2,497,378
	や	前年繰越額	200,000]

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項に規定する少年指導委員を平成31年4月1日付で、次のとおり委嘱する。

平成31年3月26日

宮城県公安委員長 山口 哲男

活動区域	安達直美	少年指導委員の氏名及び住所
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域		仙台市宮城野区岩切二丁目2番45号
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	高橋敏昭	宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又7番地
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	高橋一夫	宮城県遠田郡涌谷町下郡字竹の花14番地

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。）において、一トン以上二十トン未満の漁船を使用して行うかこ漁業（以下「かこ漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成三十一年三月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠山喜勝

一 制限期間

平成三十一年五月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 操業区域

宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く）

三 操業期間

平成三十一年五月一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 操業の届出

二の操業区域においてかこ漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙かこ漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面（写しでも可）を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 届出者は、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならない。

4 ワタリガニ（ガザミ）については、抱卵個体（外子を有する個体）を漁獲した場合は、再放流しなければならない。

5 届出者は、操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールを遵守するよう努めるほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。

6 届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。

7 届出者は、操業期間終了後一ヶ月以内に、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

(別紙)

かご漁業操業事務取扱要領

(操業の届出及び変更の届出)

第一 かご漁業の制限(平成三十一年宮城海区漁業調整委員会指示第六号。以下「委員会指示」という。)四の届出(以下「届出」という。)をしようとする者は、漁業協同組合に所属する者にあつては所属漁業協同組合が取りまとめ、かご漁業操業届出書(様式第一号。以下「操業届出書」という)を宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅延なくかご漁業変更届出書(様式第二号。以下「変更届出書」という。)を委員会に提出しなければならない。

3 宮城県以外の船舶の者(以下「県外届出者」という。)が届出をしようとする場合は、届出者の住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書(様式第一号)を委員会に提出しなければならない。

(届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、その他関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出を受理したことを証する書面の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事務所(県外届出者にあつては管轄する都道府県)を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出者に交付する。

(船体の標識)

第四 委員会指示第五の2で定める標識は、様式第三号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示第五の7の漁獲成績報告書は、様式第四号とする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所(県外届出者にあつては管轄する都道府県)を経由して提出するものとする。

様式第1号

かご漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

漁業協同組合(又は届出者)



下記のとおり、かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	操業定期	届出者		備考
						住所	氏名	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

平成 年 月 日 上記届出を受理
宮城海区漁業調整委員会

海区収受
印押印欄

(様式第2号)

か ご 漁 業 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

1 船 名 _____ 丸

2 漁船登録番号 _____

3 届 出 番 号 宮かご第 _____ 号○

4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

5 変更の理由

(様式第3号)

宮かご第 _____ 号○

1 文字及び数字 (届出番号) の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。

船外機動力漁船にあつては、文字及び数字 (届出番号) の大きさは4センチメートル以上とし、太さは1センチメートル以上とすること。

2 文字、数字 (届出番号) は、黒色とすること。

3 ○印には、所属漁協 (宮城県漁業協同組合にあつては、所属支所) の頭文字を記入すること。
(漁業協同組合に所属していない場合、○印部分の記載は不要)

様式第4号

かご漁業漁獲成績報告書

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日：平成 年 月 日

届出番号	乗組員数	人 (船主を除いた人数)
所属漁協名	1本あたりの使用かご数：	カゴ
届出者氏名	1本あたりの総延長：	m
漁船登録番号	総使用本数：	本 (何本設置しているか記入)
漁船名	かごの規模	
総トン数	主に使用する餌：	

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量 (kg)				金額 (千円) ※税抜き
			ガザミ (ワカリガコ)	マアサコ	ミスダコ	マダコ (その他)	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
計							

2 主な水揚げ先

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	餌代	人件費	その他 ()	経費合計 (千円)		備考

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイ)をいう。以下同じ。)の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

平成三十一年三月二十六日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出ししてはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
 - (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
 - (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。
- (二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示するものとする。

平成三十一年三月二十六日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

オコチバス、コクチバスその他のオコチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

二 指示をする期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 指示をする区域

宮城県全域

正 誤

○宮城県公報第三〇二九号（平成三十一年一月二十九日付け）中

正

誤

登米市東和町米谷字南沢、字相

川（次の図のとおり）

登米市東和町米谷字南沢、字相

川（次の図のとおり）

登米市東和町米谷字南沢、字相

川（次の図のとおり）

登米市東和町米谷字南沢（次の図のとおり）

登米市東和町米谷字南沢（次の図のとおり）

登米市東和町米谷字南沢（次の図のとおり）

ページ 段 行

七 上 二五

七 上 二七

七 上 二九